

低所得世帯物価高騰緊急支援給付金(均等割課税世帯支給分)

受給には手続きが必要です

- 物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

※世帯全員が課税者に扶養されている世帯は対象外です。

給付金の支給開始時期

- 2月15日頃に案内通知発送
- 2月29日より順次支給開始
- 支給決定通知をもって案内します。
- 市が受理した日から支給までに3週間程度時間を要する場合があります。
- 申請受付期限：令和6年8月31日(土)

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

令和5年度住民税

均等割のみ課税世帯

- ※対象世帯に案内が届きます
- ※住民税非課税世帯を除きます

令和5年1月2日以降に転入した者を

含む世帯で税情報が確認できない**令和5年度住民税均等割のみ課税世帯**

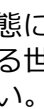
- ※未申告者を含む世帯を含む

4/30までに返送が必要です

- ※令和5年12月1日時点で真庭市に住民登録がある世帯主宛に確認書を送付します。
- ※転入者を含む世帯のうち、令和5年1月1日時点の税情報が確認できる世帯には確認書を送付します。
- ※確認書の返送期限内に提出できない場合は、真庭市コールセンターへ連絡下さい。

8/31までに申請が必要です

- ※令和5年12月1日時点で真庭市に住民登録がある世帯主宛に申請書を送付します。
- ※該当と思われる世帯は必要書類を添付し、窓口^①に直接または郵送で提出して下さい。
- ※基準日時点で離婚協議中または同等の状態にある場合、基準日以降の離婚等に該当する世帯は、真庭市コールセンターに連絡下さい。



POLICE

! 物価高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



POLICE

お問い合わせ

真庭市コールセンター「物価高騰緊急支援給付金」窓口

TEL 0867-42-1616 受付時間 平日9:00~17:00